

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 国税：法人税(義) 地方税：法人住民税(義)
		② 上記以外の税目
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、各事業年度において、責任準備金の積立にあたり、原子力保険に係る原子力災害損失又は地震保険に係る地震災害損失に備えるために、当期の正味収入保険料を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立額を損金算入する。</p> <p>この準備金は、原子力災害損失又は地震災害損失が生じた場合には、当該損失の額を取り崩して益金に算入する。</p> <p>※積立限度額：</p> <p>①原子力保険：当期の正味収入保険料の 50%</p> <p>②地震保険：保険業法の規定により積み立てる責任準備金から地震保険に係る資産の運用益相当額に次に掲げる異常危険準備金累積割合に応じた係数を乗じた金額を控除した金額</p> <p>※異常危険準備金累積割合が 25% 以下の場合：10%、25% 超 50% 以下の場合：20%、50% 超 75% 以下の場合：50%、75% 超 100% 以下の場合：70%、100% 超の場合：100%</p> <p>※異常危険準備金累積割合：$\frac{\text{異常危険準備金累積額}}{\text{責任限度額}}$</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 57 条の 6、租税特別措置法施行令 33 条の 3、租税特別措置法施行規則 21 条の 13</p>
4	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成 30 年 8 月 分析対象期間：平成 27 年度～29 年度
6	創設年度及び改正経緯	・原子力保険 昭和 36 年度 ・地震保険 昭和 41 年度
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生時期・規模の予測が困難な巨大災害に対し

			<p>でも、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払い原資(経営の健全性)を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第 116 条等)</p>																						
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>																						
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の異常危険準備金残高を確保することにより、金融サービスの利用者(保険契約者)が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により損害保険会社の経営の健全性を確保し、原子力災害・地震災害においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる。</p>																						
9	有効性等	① 適用数	<p>・原子力保険:11 法人 ・地震保険:10 法人</p> <p>※平成 29 年度において、原子力保険・地震保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社</p>																						
		② 適用額	<p>・原子力保険:31 億円・地震保険:378 億円</p> <p>※平成 29 年度において、原子力保険・地震保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額</p>																						
		③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">原子力保険</th> <th colspan="2">地震保険</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>▲9 億円 (12 億円)</td> <td>▲1 億円 (2 億円)</td> <td>▲146 億円 (15 億円)</td> <td>▲22 億円 (2 億円)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>▲8 億円 (13 億円)</td> <td>▲1 億円 (2 億円)</td> <td>▲138 億円 (666 億円)</td> <td>▲21 億円 (102 億円)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>▲8 億円 (13 億円)</td> <td>▲1 億円 (2 億円)</td> <td>▲92 億円 (24 億円)</td> <td>▲14 億円 (4 億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。 ※2 原子力保険・地震保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税(法人税割)の額を記載している。 法人税【国税】の税率は、平成 27 年度:23.9%、平成 28 年度以降:23.4%。 地方法人税【国税】の税率(法人税額に乗じる)は、4.4%。 法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乗じる)は、平成 27</p>	年度	原子力保険		地震保険		国税	地方税	国税	地方税	平成 27 年度	▲9 億円 (12 億円)	▲1 億円 (2 億円)	▲146 億円 (15 億円)	▲22 億円 (2 億円)	平成 28 年度	▲8 億円 (13 億円)	▲1 億円 (2 億円)	▲138 億円 (666 億円)	▲21 億円 (102 億円)	平成 29 年度	▲8 億円 (13 億円)	▲1 億円 (2 億円)
年度	原子力保険		地震保険																						
	国税	地方税	国税	地方税																					
平成 27 年度	▲9 億円 (12 億円)	▲1 億円 (2 億円)	▲146 億円 (15 億円)	▲22 億円 (2 億円)																					
平成 28 年度	▲8 億円 (13 億円)	▲1 億円 (2 億円)	▲138 億円 (666 億円)	▲21 億円 (102 億円)																					
平成 29 年度	▲8 億円 (13 億円)	▲1 億円 (2 億円)	▲92 億円 (24 億円)	▲14 億円 (4 億円)																					

		<p>年度:15.92%、平成 28 年度以降:15.93%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p> <p>巨大災害に係る保険金支払いのため取り崩された積立金や、積立後 10 年を経過して取り崩された積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p>																								
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>原子力保険及び地震保険については、保険内容が巨大リスクを担保するものであり、その発生率も予測が容易でないこと等により、積立の上限は設定されていない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>原子力保険は各事業年度の収入保険料の 50%を積み立てており、異常危険準備金残高は 388 億円(平成 29 年度無税分)となっている。地震保険については、27 年度の異常危険準備金残高が 4,426 億円(無税分)となっていたが、平成 28 年度の熊本地震に関する取崩等により、29 年度の異常危険準備金残高は 2,548 億円(無税分)となっている。</p> <p>・正味支払保険金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>10 億円</td> <td>51 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2 億円</td> <td>2,585 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>0.1 億円</td> <td>105 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・異常危険準備金残高(無税)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>432 億円</td> <td>4,426 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>411 億円</td> <td>2,268 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>388 億円</td> <td>2,548 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原子力損害の賠償に関する法律第7条に基づく原子力災害における賠償措置額は 1,200 億円、地震保険に関する法律第3条等に基づく地震保険の民間の責任限度額は、1 地震当たり 1,732 億円。</p>		原子力保険	地震保険	平成 27 年度	10 億円	51 億円	平成 28 年度	2 億円	2,585 億円	平成 29 年度	0.1 億円	105 億円		原子力保険	地震保険	平成 27 年度	432 億円	4,426 億円	平成 28 年度	411 億円	2,268 億円	平成 29 年度	388 億円	2,548 億円
	原子力保険	地震保険																								
平成 27 年度	10 億円	51 億円																								
平成 28 年度	2 億円	2,585 億円																								
平成 29 年度	0.1 億円	105 億円																								
	原子力保険	地震保険																								
平成 27 年度	432 億円	4,426 億円																								
平成 28 年度	411 億円	2,268 億円																								
平成 29 年度	388 億円	2,548 億円																								
⑤	税収減を是認する理由等	<p>原子力保険は、29 年度の正味収入保険料が 62 億円であるが、それだけでは一旦原子力事故が発生した際には、十分な支払いができないことは明らかであり、民間保険会社が同保険の引き受けを行うために、異常危険準備金制度は必須の制度と考えられる。</p> <p>地震保険についても、異常危険準備金を積み立てることにより、平成 28 年度の熊本地震の巨大災害が発生した際にも地震保険金支払が円滑かつ確実に行われており、準備金積立時における一時的な税収減を上回る大きな効果があった。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑かつ確実に家計や一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p> <p>なお、巨大災害に係る保険金支払いのため取り崩された積立金や、積立後 10 年を経過して取り崩された積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p>																								

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	原子力保険・地震保険の異常危険準備金の積立額について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立にかかる最低限の義務付けを行っている。また、他に当該政策目的達成のための保険会社への補助金等の支援措置はなく、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる災害に対し、被災地での生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解		-
12	評価結果の反映の方向性		上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、今後巨大災害が発生した際にも確実に保険金支払いを行うため、引き続き、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払い原資(経営の健全性)を確保する必要がある。 この評価結果を踏まえれば、本租税特別措置等は今後も必要な措置である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年9月